

# 議案の概要と審議結果（賛成…○、反対…×）

○平成24年第2回定例会（6月8日～6月19日）

登派略称

自 民 = 自由民主党新宿区議会議員団  
共 産 = 日本共産党新宿区議会議員団  
み無会 = みんな・無所属の会  
主 権 = 区民主権の会

公 明 = 新宿区議会公明党  
民無ク = 民主・無所属クラブ  
社 会 = 社会新宿区議会議員団  
花マル = 新宿区議会花マルクラブ

議案名		概 要	自民	公明	共産	民無ク	み無会	社会	主権	花マル	議決結果
予 算 （ 1 件 ）	平成24年度新宿区一般会計補正予算(第1号)	補正予算額:3億572万4千円、補正後予算額:1,375億2,517万4千円  補正の理由:多文化共生まちづくり会議の運営に要する経費、私立保育所等への耐震改修経費の助成に要する経費、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の実施に要する経費、建築物等耐震化支援事業に要する経費等を計上	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立新宿NPO協働推進センター条例	特定非営利活動法人等の協働の取組を推進して、社会貢献活動の健全な発展を図ることにより、区民福祉の向上に寄与する施設として、「新宿NPO協働推進センター」を設置するとともに、その管理を指定管理者に行わせる。(高田馬場4-36-12)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
条 例 の 制 定 （ 4 件 ）	新宿区立中村竈アトリエ記念館条例	地域の文化や歴史に対する区民の愛着と誇りを育み、地域文化の振興と発展に資するための施設として、「中村竈アトリエ記念館」を設置するとともに、その管理を指定管理者に行わせる。(下落合3-5-7)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区多文化共生まちづくり会議条例	多文化共生のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、区長の附属機関として「多文化共生まちづくり会議」を設置する。 [組織] 学識経験を有する者、区民、多文化共生活動団体の構成員、地域団体の構成員(任期:2年) [所掌事務] ・多文化共生のまちづくりの課題解決のための区の重要な施策に関すること ・多文化共生のまちづくりを推進するための外国人である区民等に対する支援に係る区の重要な施策に関すること 等	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例	「医療法」の改正に伴い、診療所における専属の薬剤師の配置の基準を定める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区個人情報保護条例等の一部を改正する条例	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」の改正により、その題名が改められることに伴い、同法を引用している条例について引用法律名を改める。 1 「新宿区個人情報保護条例」 2 「新宿区公益保護のための通報に関する条例」 3 「新宿区職員の行動基準及び責務等に関する条例」	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
区 長 条 例 の 改 正 案	新宿区特別区税条例の一部を改正する条例	「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行及び「地方税法」の改正等に伴い、平成26～35年度の区民税均等割を500円引き上げる等所要の改正を行う。	○	○	×	○	2人 ○ 1人 ×	×	○	○	可決
	新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例の一部を改正する条例	「住民基本台帳法」の改正及び「外国人登録法」の廃止により、外国人住民が新たに「住民基本台帳法」の適用対象に加えられることに伴い、住民基本台帳一覧表の閲覧の申出等に係る本人であることの確認等の規定に関し、所要の改正を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区印鑑条例の一部を改正する条例	「住民基本台帳法」の改正及び「外国人登録法」の廃止により、外国人住民が新たに「住民基本台帳法」の適用対象に加えられることに伴い、印鑑の登録資格、登録印鑑の制限、印鑑登録原票及び印鑑登録の抹消等に関し、所要の改正を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区自動交付機の利用に関する条例の一部を改正する条例	「住民基本台帳法」の改正及び「外国人登録法」の廃止により、外国人住民が新たに「住民基本台帳法」の適用対象に加えられることに伴い、自動交付機の利用カードのサービス区分、利用登録の申請における本人等の確認及び利用登録の抹消等に関し、所要の改正を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区一般事務手数料条例の一部を改正する条例	「住民基本台帳法」の改正及び「外国人登録法」の廃止により、外国人住民が新たに「住民基本台帳法」の適用対象に加えられることに伴い、外国人登録に関する証明書等の交付に係る手数料の規定を削除する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例	「障害者自立支援法」に基づき従前の例により運営することができることとされていた「身体障害者更生援護施設」及び「知的障害者援護施設」について、名称を「障害者支援施設」に改める規定整備を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立保育所条例及び新宿区立ことば館条例の一部を改正する条例	「大久保第二保育園」及び「大久保ことば館」の移転に伴い、これらの施設の位置を変更する。(大久保1-4-1→大久保1-17-20)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

議案名		概要	自民	公明	共産	民進	み無会	社会	主権	花マル	議決結果
33 件 ( 17 件 )	新宿区立シニア活動館条例の一部を改正する条例	「西新宿ことぶき館」を廃止し、新たに「西新宿シニア活動館」を設置するとともに、その管理を指定管理者に行わせる。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立地域交流館条例の一部を改正する条例	「東五軒町ことぶき館」を廃止し「東五軒町地域交流館」を、「中町ことぶき館」を廃止し「中町地域交流館」をそれぞれ新たに設置するとともに、これらの地域交流館の管理を指定管理者に行わせる。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区助産の実施又は母子保護の実施に係る費用徴収条例の一部を改正する条例	所得税等の年少扶養控除の廃止等により助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の額への影響が生じないよう所要の改正を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	1 「中町児童館」及び「東五軒町児童館」の管理を指定管理者に行わせる。 2 「中落合子ども家庭支援センター」において、新たにひろば型一時保育サービスの提供を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区学童クラブ条例の一部を改正する条例	1 「中落合学童クラブ」を廃止し、新たに「落合第一小学校内学童クラブ」を実施する。(中落合2-13-27) 2 「中町学童クラブ」、「東五軒町学童クラブ」及び「落合第一小学校内学童クラブ」においては、延長利用することができることとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例	「東京都ふぐの取扱い規制条例」及び「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」の改正により、ふぐ加工製品の取扱いに関する届出済票の交付事務を特別区が処理することとなったことに伴い、当該事務に係る手数料を新たに定める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立公園条例の一部を改正する条例	「新宿中央公園」の管理を指定管理者に行わせる。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例	1 「落合第一幼稚園」の園舎を改築し、「落合第一小学校」の情緒障害等通級指導学級とするため、同園を廃止する。 2 「東戸山幼稚園」の移転に伴い、同園の位置を変更する。(戸山2-34-101→戸山2-34-2)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」等の改正に伴い、補償基礎額を改定する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
その他 ( 6 件 )	災害用食糧等の買入れについて	災害用備蓄物資の充実を図るため、災害時における在宅避難者や帰宅困難者支援用として災害用食糧等を買入れる。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	(仮称)四谷保健福祉施設・清掃センター等建設建築工事請負契約の変更について	「(仮称)四谷保健福祉施設・清掃センター等建設建築工事請負契約」の契約金額を変更する。変更前:13億200万円→変更後:12億9,851万4,000円	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	(仮称)四谷保健福祉施設・清掃センター等建設電気設備工事請負契約の変更について	「(仮称)四谷保健福祉施設・清掃センター等建設電気設備工事請負契約」の契約金額を変更する。変更前:2億5,095万円→変更後:2億5,055万1,000円	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	町の区域の変更について	東京都市計画道路幹線街路放射第6号線の拡幅整備に伴い、町の区域を変更する。 変更前:西新宿八丁目の一部→変更後:北新宿一丁目の一部	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	町の区域の変更について	東京都市計画事業北新宿地区第二種市街地再開発事業に伴い、町の区域を変更する。 変更前:北新宿二丁目の一部→変更後:西新宿八丁目の一部	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	(仮称)新宿区立落合第一小学校情緒障害等通級指導学級等増築その他建設工事請負契約	「(仮称)新宿区立落合第一小学校情緒障害等通級指導学級等増築その他建設工事」を施行する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
諮問(5件)	人権擁護委員候補者の推薦に関する意見の聴取について	若林康子氏、金井重彦氏、井上美那子氏、飯島泰文氏、木澤克之氏	○	○	○	○	○	○	○	○	決定

議案名		概要	自民	公明	共産	民進	み未来	社会	主権	花マル	議決結果
条例の制定(1件)	新宿区空き家等の適正管理に関する条例	空き家等の管理不全状態を防止することによって、区民の良好な生活環境を確保するため、空き家等の適正な管理に関し基本的事項を定める。	×	×	○	×	×	○	×	○	否決
議員提出議案(5件) 意見書(4件)	「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書	<p>1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進んだが、当時建築されたものは現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいる。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は提言(平成20年5月)の中で、「2015年には6万橋が橋齢40年超」となり、建築後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、2026年には同47%と約半数にも上る現状を提示。経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘している。今後、首都直下型地震や三連動(東海・東南海・南海)地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえる。</p> <p>災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができる。と同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできる。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能なのである。</p> <p>一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出である。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えられる。</p> <p>よって、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策を実施するよう国会及び政府に対して強く求めました。</p> <p>1、地域経済や住民生活に密着した道路や橋梁、上下水道、河川道など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。 2、電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。 3、地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	空襲被害者の援護に向けた実態調査の実施を求める意見書	<p>第2次世界大戦中の相次ぐ空襲で、多くの国民が被害を受けた。国は、元軍人や軍属などだった人々たちには、戦傷病者戦没者遺族等援護法などで、今日まで多様な国家補償を行ってきた。しかし、民間の空襲などの被害者に対しては、未だに補償しようとはしていない。戦時中は、国家総動員法や防空法などによって、民間人も戦争への参加・協力が義務づけられていた。</p> <p>海外の実情を見ると、同じ敗戦国である旧西ドイツは、1950年に制定した戦争犠牲者援護法で、元軍人や民間人を区別せず、戦争の犠牲者として公平に援護し、他の欧米諸国も、その後、同様に補償している。</p> <p>空襲被害者の賠償を求めた裁判で、2009年12月14日の東京地裁判決は、原告の請求は棄却したが、判決のなかで「被害者の実態調査や死亡者の埋葬、顕彰等についてできるだけ配慮することは、国家の道義的義務である」とし、「一般戦争被害者を含めた戦争被害者に対する救済、援助」は、国会が「立法を通じて解決すべき問題である」と明言した。</p> <p>本年4月25日東京高裁は、控訴審判決で、一審の地裁判決を支持し、原告側の控訴を棄却したが、「立法を通じて解決すべき問題」とした一審判決の基本的な考え方は踏襲した。</p> <p>よって、空襲被害者の援護に向けた実態調査を実施するよう国会及び政府に対し強く求めました。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	駅ホーム柵設置推進に関する意見書	<p>現在、JRや各私鉄、地下鉄などでホームからの落下を防止するためのホーム柵の設置が推進されている。</p> <p>現在のホーム柵を設置するための基準は、一日の乗降客数10万人を目安とされている。しかし、事故で落下することはもちろん、ホームから飛び込み自殺をする方も後を絶たない。これらを防止するために、ホーム柵設置は一定の効果が認められる。</p> <p>飯田橋駅をはじめ新宿区民が多く利用する駅の中にも、落下事故が多いといわれる駅があり、利用者からは早急なホーム柵設置を求める声が聞かれる。</p> <p>現在の設置基準は乗降客数を優先しているが、自殺者数や落下事故件数など他の基準も勘案した上で設置を促進すべきである。</p> <p>よって、ホーム柵の早急な設置とともに、複数の視点からの設置の推進を事業者に強く要望するよう国会及び政府に対して求めました。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	可決